

【助成金・給付金・融資など情報一覧】
新型コロナウイルス感染拡大により影響を受ける事業者様へ

更新日:2020年9月23日※白地修正 作成:CBnews編集部

*青字で記載している問い合わせ窓口・情報URLにリンクを貼っています。
 右クリックで「新しいタブで開く」「新しいウィンドウで開く」をお選びいただくと、
 本記事に順らしてご覧いただけ便利です。

制度名	条件・対象	金額	その他	問い合わせ窓口 情報URL(青字*)
持続化給付金	1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者 2. 19年以前から事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者 3. 法人の場合は、 ①資本金または出資の総額が10億円未満、または、 ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者 ※19年に創業した場合や、売上が一定期間に偏在している場合などには特例あり。一度給付を受けたら、再度給付申請することはできない	中小法人等は上限200万円、個人事業者等は上限100万円。ただし、昨年1年間の売上から減少分を上限とする。 ※売上減少分の計算方法：前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12カ月)	原則として、申請を受け付けてから2週間程度で登録された銀行口座に入金する予定。補助金とは異なり、使途の確認などは行わない。	持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570 受付時間：8：30—19：00 経済産業省「持続化給付金」
新型コロナウイルス感染症特別貸付	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、次の①または②のいずれかに該当する方 ①最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少した方 ②業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合、または店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業(ベンチャー・スタートアップ企業を含む)など、前年(前々年)同期と単純に比較できない場合等は、最近1カ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a 過去3カ月(最近1カ月を含む)の平均売上高 b 2019年12月の売上高 c 同年10月—12月の売上高平均額	融資限度額(別枠) 中小事業 6億円 、国民事業 8,000万円	【期間】貸付期間：設備20年以内、運転15年以内(うち据置期間：5年以内) 【利率】当初3年間の基準金利は▲0.9%、4年目以降は基準金利 【利下げ限度額】中小事業 2億円 、国民事業 4,000万円 ※新型コロナウイルス感染症特別貸付に特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化 ※貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律	日本公庫各支店の中小企業事業窓口 日本政策金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」
セーフティネット保証4号・5号	適用されるのは、▽突発的災害(自然災害等)により影響を受けている特定地域の中小企業者 ▽全国的に業況が悪化している業種に属する中小企業者などに該当し、市(区)町村の担当窓口であらかじめ認定を受けた事業者。	限度額 普通保証2億円、無担保保証8,000万円	4号の指定期間が当初の6月1日から、 12月1日 に延長。 5号の指定業種が5月1日から21年1月31日まで、原則全業種に拡大。	信用保証協会 全国信用保証協会連合会 全国の信用保証協会
危機関連保証	対象者は、▽金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としている▽経済産業大臣が定める事由に起因して、原則として最近1カ月間の売上高などが前年同月比15%以上減少しており、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高などが前年同期比15%以上減少することが見込まれる一のものいずれにも該当し、本店の所在地を管轄する市(区)町村の担当窓口であらかじめ認定を受けた事業者	限度額 普通保証2億円、無担保保証8,000万円		信用保証協会 全国信用保証協会連合会 全国の信用保証協会

制度名	条件・対象	金額	その他	問い合わせ窓口 情報URL(青字*)
商工中金の 危機対応業務	<p>【対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業績悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業績が回復し発展することが見込まれる方</p> <p>①最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少した方</p> <p>②業歴3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方</p> <p>a 過去3か月（最近1か月を含む。）の平均売上高</p> <p>b 19年12月の売上高</p> <p>c 19年10月～12月の平均売上高</p>	融資限度額3億円	<p>【期間】設備20年以内、運転15年以内【うち据置期間】5年以内</p> <p>【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利1.11%→0.21%（利下げ限度額：1億円） ※20年3月2日時点、信用力や担保の有無にかかわらず利率は一律</p> <p>【利下げ限度額】1億円</p>	<p>商工組合中央金庫相談窓口 ルセンター 0120-542-711</p> <p>商工中金</p> <p>商工中金 「融資相談センター」</p>
福祉貸付事業	<p>前年同期などと比較して減収もしくは利用者が減少または自治体からの休止要請に対応など、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた場合</p> <p>【対象施設・事業】社会福祉法人・日本赤十字社・医療法人・一般社団法人・営利法人・NPO法人等</p> <p>「対象一覧」</p>	限度なし（無担保貸付6,000万円）	<p>既往貸付の返済猶予の相談に対応</p> <p>【期間】償還期間15年以内（据置期間：元金の返済猶予期間、5年以内）</p> <p>【利率】当初5年間は6,000万円まで無利子、6,000万円超の部分は0.2%。6年目以降0.2%（利率は20年5月1日現在、融資実行時の利率を適用）</p>	<p>福祉医療機構「福祉貸付事業」</p> <p>・東日本：福祉医療貸付部 福祉審査課 融資相談係 フリーダイヤル：0120-343-862（03-3438-0207）</p> <p>・西日本：大阪支店 審査課 融資相談係 フリーダイヤル：0120-625-201（06-6252-0219）</p> <p>・NPO法人の方：NPOリソースセンター NPO支援課 フリーダイヤル：0120-343-866</p> <p>福祉医療機構</p>
	<p>施設利用者または従業員およびその家族に、新型コロナウイルスの感染者が出たことによる休業等により、減収となった入所施設（地域密着型を除く）</p>	限度なし（無担保貸付1億円）	<p>既往貸付の返済猶予の相談に対応</p> <p>【期間】償還期間15年以内（据置期間：元金の返済猶予期間、5年以内）</p> <p>【利率】当初5年間は1億円まで無利子、1億円超の部分は0.2%。6年目以降0.2%（利率は20年5月1日現在、融資実行時の利率を適用）</p>	<p>福祉医療機構「医療貸付事業」</p> <p>・東日本：福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係 フリーダイヤル：0120-343-863（03-3438-9934）</p> <p>・西日本：大阪支店 審査課 融資相談係 フリーダイヤル：0120-625-201（06-6252-0219）</p> <p>・NPO法人の方：NPOリソースセンター NPO支援課 フリーダイヤル：0120-343-866</p> <p>福祉医療機構</p>
医療貸付事業	<p>【条件】感染の影響により施設機能の一部または全部を停止、一定程度サービス利用者および収益が減少している医療関係施設</p> <p>【対象】施設単位で申し込み（法人全体で返済可能な範囲）、薬局・株式会社・合同会社等は対象外、沖縄は沖縄振興金融開発公庫の融資対象</p>	<p>1. 3割以上減収の場合は、病院10億円（無担保貸付6億円）、診療所5,000万円（同5,000万円）</p> <p>2. 3割未満減収の場合は、病院7.2億円（無担保貸付3億円）、診療所4,000万円（同4,000万円）</p> <p>3. 老健・介護医療院1億円（同1億円）、助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業4,000万円（同4,000万円）</p>	<p>既往貸付の返済猶予の相談に対応</p> <p>【期間】償還期間15年以内（据置期間：元金の返済猶予期間、5年以内）</p> <p>【利率】当初5年間は3割以上減収の病院が2億円まで無利子、2億円超の部分は0.2%。6年目以降0.2%（利率は20年5月1日現在、融資実行時の利率を適用）など</p>	<p>福祉医療機構「医療貸付事業」</p> <p>・東日本：福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係 フリーダイヤル：0120-343-863（03-3438-9934）</p> <p>・西日本：大阪支店 審査課 融資相談係 フリーダイヤル：0120-625-201（06-6252-0219）</p> <p>・NPO法人の方：NPOリソースセンター NPO支援課 フリーダイヤル：0120-343-866</p> <p>福祉医療機構</p>
雇用調整助成金 (新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)	<p>1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している</p> <p>2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している(※) ※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置あり。</p> <p>3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている (事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当などが助成対象。学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当も、「緊急雇用安定助成金」の支給対象)</p>	<p>(平均賃金額(※)×休業手当等の支払率)×下記の助成率 (1人1日あたり8,330円が上限)</p> <p>※平均賃金額の算定について、一定規模以下の事業所は簡略化する特例措置を実施する予定。(区分) 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主：大企業(2/3)・中小企業※1(4/5 ※2)、解雇をしていないなどの上乗せの要件を満たす事業主：大企業(3/4)・中小企業※1(9/10 ※2)</p> <p>※1 中小企業とは、以下の要件に該当する企業。・小売業(飲食店を含む)：資本金5,000万円以下 または従業員50人以下・サービス業：資本金5,000万円以下 または従業員100人以下・卸売業：資本金1億円以下 または従業員100人以下・その他業種：資本金3億円以下 または従業員300人以下</p> <p>※2 新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき都道府県対策本部長が行う要請に協力し、その他要件を一部または全部満たす事業主に対しては、助成率を10/10に拡充。</p>	<p>【支給対象日数】本助成金の支給限度日数は原則として1年間で100日分、3年で150日分だが、緊急対応期間中(20年4月1日～6月30日)に実施した休業などは、この支給限度日数とは別に支給を受けることができる。</p> <p>※小規模事業主(従業員が概ね20人以下の会社や個人事業主の方を対象)は支給申請が簡素化。</p>	<p>都道府県労働局・公共職業安定所(ハローワーク)</p> <p>厚労省・雇用調整助成金</p> <p>窓口一覧</p>

制度名	条件・対象	金額	その他	問い合わせ窓口 情報URL(青字*)
IT導入補助金2020 特別枠(C類型)	<p>新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、▽顧客への製品供給を継続▽非対面型ビジネスモデルに転換▽従業員がテレワークで業務を行う環境を整備—する目的で、必要なIT投資を行う事業者。医療法人や社会福祉法人は、従業員数が300人以下が対象。</p> <p>※「通常枠」よりも補助率を引き上げた「特別枠」。補助の対象は、ITツールの導入費と、ソフトウェア(オプション含む)や保守サポートなどの付帯サービス。</p>	補助率は経費の2/3以内で、補助額は30万—450万円	<p>【期間】事業の実施期間は、交付決定後—6カ月程度。 交付申請は20年5月11日—12月下旬まで。</p> <p>1次締切分の申請は、5月29日の17時まで。それまでに受け付けた申請を審査して交付決定する。それ以降、申請を複数回受け付け、交付決定する予定。</p>	<p>中小企業基盤整備機構・経済産業省監督「IT補助金2020」</p> <p>サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター0570—666—424 受付時間：9：30—17：30(土・日・祝日除く)</p> <p>「IT補助金2020」</p>
小学校休業等助成金	<p>20年2月27日から6月30日までに、新型コロナウイルスに感染して小学校等を休む必要があったり、臨時休業の小学校等に通ったりする子どもの世話をしなければならない労働者(保護者)に対し、有給休暇(年次有給休暇を除く)賃金全額支給)を取得させた事業主。</p> <p>この場合の「小学校等」は、小学校や義務教育学校の前期課程、各種学校(幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る)、特別支援学校、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業などで、中学校や高等学校は該当しない。</p> <p>ただし、障害のある子どもについては、中学校や義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校(高等学校までの課程に類する課程)なども含む。</p>	有給休暇を取得した労働者に支払った賃金相当額(全額)。具体的には、対象の労働者1人につき、日額換算賃金額(上限8,330円)に有給休暇日数を掛け合わせて算出した金額。	<p>事業主が支給を受けるには、所定の申請書類を各地域の申請先機関に郵送する必要がある。</p> <p>【期間】支給中で、期限はなし。 申請期限は、現時点で20年9月30日まで。</p>	<p>学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター0120—60—3999</p> <p>受付時間：9：00—21：00</p> <p>厚労省・都道府県労働局「小学校休業等助成金」</p>
厚生年金保険料等の納付猶予の特例	<p>新型コロナウイルスの影響によって、①2020年2月以降の任意の期間(1カ月以上)で、事業などに関わる収入が前年同期と比べて概ね20%以上減少②厚生年金保険料などを一時に納付することが困難—のいずれも満たす事業所。 ※収入の減少が20%未満の場合は、管轄の年金事務所に要相談。</p> <p>猶予対象は、20年2月1日から21年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料など。 上記の期間のうち、既に納期限が過ぎている厚生年金保険料など(他の猶予を受けているものを含む)についても、遡ってこの特例の利用が可能。</p>		<p>【申請方法】「納付の猶予(特例)申請書」を管轄の年金事務所に提出(郵送可能)</p> <p>【期間】指定期限までの申請が必要</p>	<p>日本年金機構</p> <p>日本年金機構</p>